

就職氷河期世代 正規雇用促進助成金

就職氷河期世代（※）の失業者または非正規雇用労働者（県内の事業所に勤務している人を除く。）を新たに正規雇用労働者として雇い入れ、1年以上継続して雇用した事業主（県内本社・本店）を対象に、県から助成します。**（申請締切日：令和7年2月28日（金））**

※就職氷河期世代について（雇い入れた年度によって、当てはまる方が異なります。）

- ・令和4年度に雇い入れた場合は、雇入れ日において、35歳以上55歳未満の者
- ・令和5年度に雇い入れた場合は、1968年（昭和43年）4月2日から1988年（昭和63年）4月1日の間に生まれた者

●助成金額● 中小企業 40万円、大企業 30万円

《国の助成金と合わせて活用》

県 就職氷河期世代正規雇用促進助成金

中小企業

合計 100 万円

40 万円

大企業

合計 80 万円

30 万円

国 特定求職者雇用開発助成金
（就職氷河期世代安定雇用実現コース）

60 万円

50 万円

※県からの助成の対象となるのは、国の助成金を満額で受給している場合に限りです。

※特定求職者雇用開発助成金のうち、成長分野等人材確保・育成コース助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コースの要件に該当した場合に限る。）を満額で受給している場合も対象となります。

※1事業主につき1回限りの定額助成です。

お問合せ・申請先

和歌山県 商工労働部 労働政策課

TEL : 073-441-2790

E-mail : e0606001@pref.wakayama.lg.jp

助成金の交付要件・申請手続の詳細については、ホームページ及び交付要綱をご覧ください。

URL : <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060600/d00205793.html>

主な交付要件

次の(1)から(3)までのいずれにも該当する県内事業主

(1) 次のアからオまでのいずれにも該当する求職者を、紹介機関の紹介により、令和4年4月1日以後の日に正規雇用労働者として新たに雇入れた事業主（同一企業内での正社員転換は対象外）

ア 雇入れの日において、就職氷河期世代に該当する者

イ 雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、かつ、雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者

ただし、妊娠、出産又は育児を理由として正規雇用の職を離職した者でないこと（この但書きは、令和5年4月1日の前日までに雇入れられた者には適用しない）

ウ 紹介機関による紹介日において、安定した職業に就いていない者であって、紹介機関において個別支援等の就労に向けた支援を受けている者

エ 紹介日において、県内の事業所に勤務していない者

オ 正規雇用労働者として雇用されることを希望する者

(2) 当該対象者の雇入れの日から起算して 1年以上にわたり継続して雇用し、かつ、交付申請日において当該対象者を現に雇用している事業主

(3) 当該対象者の雇入れにより、国の「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）」の支給要件に該当し、和歌山労働局長から同助成金の第1期（6か月経過後）及び第2期（1年経過後）に係る支給決定（満額）を受けている事業主

交付までの流れ

